



「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン(R元.9月)」改訂の方向性(中間論点整理)について

令和4年3月24日
広域防災局

昨年10月の千葉県北西部を震源とする地震(東京・埼玉など最大震度5強)を機に、帰宅困難者対策について構成団体で実施した緊急点検(R3.11月)や、帰宅困難者誘導・受入訓練(R4.1月・神戸三宮)等を踏まえ、今般、改訂に向けての論点を整理しました。

今後、広域連合及び構成団体、鉄道事業者等で構成する「帰宅支援に関する協議会」において議論のうえ、改訂することとします。

なお、改訂にあたっては、現在開催中の内閣府・検討会(首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会)の検討結果も踏まえることとします。

1 改訂に向けての論点

帰宅困難者対策に係る緊急点検[別添参考1]及び訓練[別添参考2]で得られた論点を整理。

(1) 中規模地震対応の明確化

現行ガイドラインは南海トラフ地震をはじめとする大規模地震を想定し、その対応を記載しているが、中規模地震への対応は明確でないことから、地震の規模(震度)、発生エリア(主要駅付近)等に応じた迅速な対応ができるよう基準を定める必要がある。

規模等	対応
大規模地震	○鉄道が一斉に停止し、再開までには長期間を要することを想定している 現行のガイドラインで対応が可能。
中規模地震	○鉄道の停止期間は大規模地震に比べ短いことから、再開までの間に帰宅困難者を発生させないための的確な対応が必要。 <点検から得られた課題> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者から誰が連絡を受け誰が周知するのか明確でない ・鉄道事業者と協力した情報発信が必要 (各鉄道事業者は中規模地震において、鉄道を一斉に停止し点検を実施するため、その基準等について確認が必要) ・いつ・誰が・誰に・どのような情報を発信するか整理が必要 ・一時滞在施設開設の具体的な基準や手順が定められていない (特に夜間等発災の場合、確保可能な一時滞在施設が少なく開設要請が困難)
小規模地震	○鉄道の停止はないが、平時より、帰宅困難者対策について啓発を実施。

(2) 情報発信の明確化

現行ガイドラインでは発災後の対応ハレーションマップ・タイムラインに記載しているが、情報発信について主体・時期・方法等が明確ではないことから、情報の提供手段が多様化する中、行政をはじめ鉄道・放送・通信事業者と連携し、迅速な情報発信を行う必要がある。

<点検・訓練から得られた課題>

- ・平時よりSNS等を活用した繰り返しの啓発が必要
- ・外出中に地震が発生した場合に鉄道運行情報を得る媒体として、鉄道事業者HP(90.6%)に次いで、SNS(62.5%)、防災アプリ(43.8%)の活用が多く、情報入手手段が多様化

2 今後のスケジュール(案)

令和4年夏頃	内閣府・帰宅困難者対策ガイドライン改訂方針とりまとめ
9月～	広域連合・帰宅支援に関する協議会開催(会長:広域防災局長、構成団体・内閣府・国交省・鉄道・放送事業者等29団体で構成)
11月頃	帰宅困難者対策訓練
令和5年3月頃	ガイドライン改訂

【参考1】構成団体における緊急点検（R3.11月）の主な概要

(1) 現状及び課題

区分		現状	課題
住民・企業向け	啓発の状況	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや SNS、リーフレット、啓発動画等を用いた発信、企業 BCP 策定支援を通じた働きかけによる啓発を実施しているが、BCP 策定率が低い府県があるなど十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>平時より SNS 等を活用した繰り返しの啓発が必要</u>
	発災時の情報提供手段・方法の定め（ルール化）	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震を想定し、対応の地域防災計画への規定、独自マニュアルの策定、独自の情報共有システムの構築によるルール化 	<ul style="list-style-type: none"> ○中規模地震への対応が明確でない ・<u>鉄道事業者から誰が連絡を受け誰が周知するのか明確でない</u> ・<u>鉄道運行状況、再開見込みを迅速・正確に把握し、鉄道事業者と協力した情報発信が必要</u> ・<u>誰がどのような情報を入手し、どのタイミングで行政として一斉帰宅抑制の情報発信をするかのルール作りが必要</u> ・緊急速報メールを活用できないか研究が必要
一時滞在施設・一時避難場所	確保状況	<ul style="list-style-type: none"> ・下記(2)のとおり確保しているが、十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設を更に拡充する必要がある
	発災時の情報提供手段・方法の定め（ルール化）	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震を想定し、一時滞在施設協定書において規定しているほか、独自マニュアルの策定や独自の情報共有システム等によるスキーム構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○中規模地震への対応が明確でない ・<u>開設の具体的な基準や手順まで定められていない</u> ・<u>特に夜間等発災の場合、確保可能な一時滞在施設が少なく開設要請が困難</u>

(2) 一時滞在施設確保状況（箇所）

滋賀県(20)、京都府(469(京都市含む))、京都市(124)、大阪府(76)、大阪市(8)、堺市(13)、神戸市(24)、奈良県(9)、和歌山県(1)

(3) 駅前滞留者対策協議会（交通事業者、駅周辺大規模集客施設・企業等で構成）

京都市：京都駅、 大阪府：りんくうタウン駅(泉佐野市)、 大阪市：大阪・梅田、難波、天王寺・阿倍野、京橋、上本町・谷町九丁目・鶴橋、新大阪駅、 神戸市：三宮駅

(4) 訓練等実施状況（令和3年度）

- ・京都市：図上訓練（R3.11.30）、災害対策本部運用訓練における初動対応訓練（R4.1.20）
- ・大阪市：各事業者で図上訓練を実施できるよう訓練方法の解説手引きを配布（R3.4月）
- ・神戸市：図上訓練（R3.11.18）、実動訓練（R4.1.20（関西広域連合と合同））

【参考2】 帰宅困難者対策実動訓練 (R4.1月) の概要

災害発生時の帰宅困難者の誘導や情報発信、一時滞在施設への受け入れなど一連の流れを神戸市で指定している一時退避場所と一時滞在施設において実施。

(1) 日時・場所

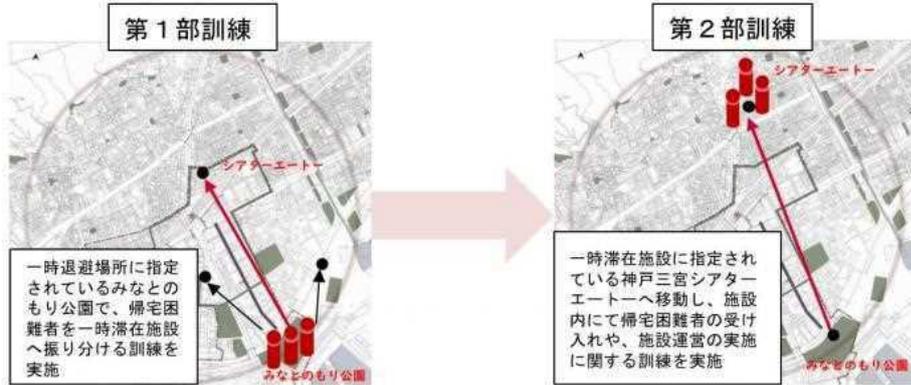
令和4年1月20日(木) 神戸・三宮駅周辺

第1部：13時30分～14時30分

みなとのもり公園(三宮駅南)

第2部：14時30分～16時00分

神戸三宮シアター・エート(劇場・三宮駅北)



[第1部：情報発信ツールの紹介]



[第1部：帰宅困難者の振り分け]



[第2部：一時滞在施設の運営]

(2) 訓練参加機関 (計 50 機関、約 80 名)

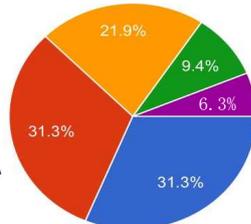
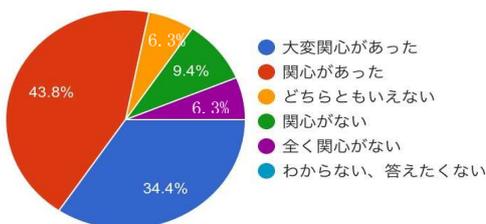
- ・ 三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会
- ・ 一時滞在施設協力事業者
- ・ 総合警備保障株式会社神戸支社
- ・ 関西広域連合広域防災局 (及び同構成団体・連携県)、神戸市

(3) 主なアンケート結果 (回答数 32)

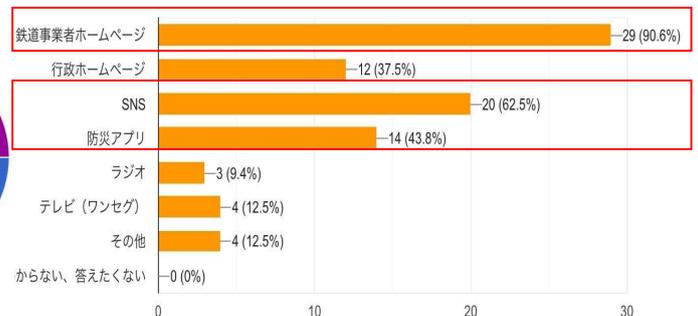
帰宅困難者対策に関する関心度合い

大規模地震

中規模地震



外出中の地震時に調べる鉄道運行情報の媒体



※訓練動画 (WEB サイト上で公開)

第1部 (約 5 分) : <https://youtu.be/qAD0cBhhGRQ> 第2部 (約 15 分) : <https://youtu.be/Qh0dL5eIWbI>